

# 認定センターが発足しました



農林水産省は、日本の食品・農林水産物などの「強み」を海外の取引相手にアピールする手段の一つとして、昨年6月に「JAS法」を改正しました(本誌2017年秋号、臨時号参照)。

新たなJAS制度では、製品の品質に加えて、生産方法や試験方法などについても規格にできます。そして、それらの規格に従って生産・実施された製品・広告や試験結果などにも、信頼性の証明としてJASマークをつけられるようになりました。

今回は、新たなJAS制度による農林水産省の施策を支援するため、FAMICに新設された「認定センター」が目指している役割を紹介します。

## ●JAS法の改正

平成30年4月1日付けで、「農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律」が施行されました。

この施行に伴い、「日本農林規格等に関する法律(JAS法)」に基づくJAS制度について、その規格(JAS規格)の対象範囲が拡大し、それに伴い、国際規格化への対応力などが強化されました。

## ●JAS規格を国際的に

JAS規格は、これまで日本国内に流通する食品などの品質などを一定の水準にする

ための基準として機能していました。

それが、法律改正により、日本産品の特徴や日本企業の取組などをJAS規格にできるようになり、海外にアピールする強みとしてもJAS規格を活用できるようになったのです。

また、JAS規格の内容が国際規格になれば、JAS規格の認証を取得した事業者やその製品などのさらなる海外進出の促進に役立つと考えられます。

その際、国内事業者が国際規格の認証を迅速に取得できるようにするため、認定センターが発足しました。

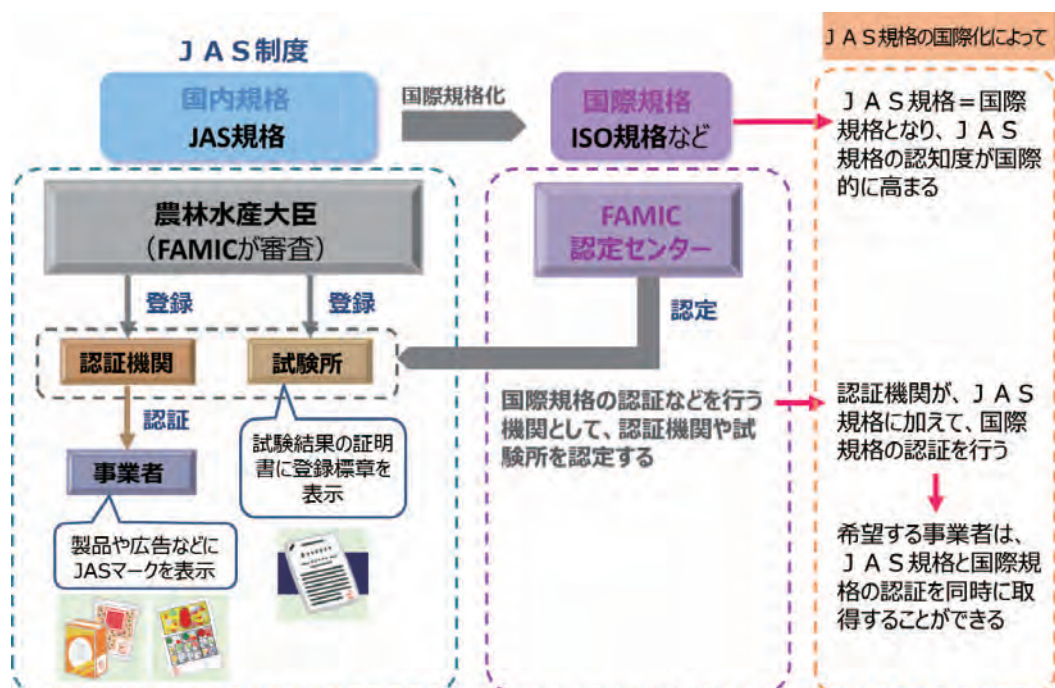


図1：新たなJAS法による認定・認証及びJAS規格の国際化

## ●認定センターとは

「独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(センター法)」が改正され、FAMICは、国際規格を扱う認証機関を認定<sup>※1</sup>できるようになりました。

その認定を行うための部門として、平成30年4月に、認定センターが新設されました。認定センターは、農林水産分野の規格に関する認証機関及び試験業者の認定を行います。

認定センターの英語名は、実施する業務に合わせ、

Japan Accreditation Service for agriculture, forestry and fisheries としました。頭文字を取って、**JASaff** (ジャサフ)という略称でお呼びください。



<JASaff ロゴマーク>

### ※1 認定と認証とは

事業者などが、製品やマネジメントシステムなどについての基準を定めた規格に合致しているかを第三者が証明することを認証といいます(図1の「認証」の部分です)。

また、認証を行う機関が、認証を行う能力を有していることを第三者が証明することを認定といいます(JAS法では認定のことを登録と呼んでおり、図1の「登録」の部分が認定になります)。

なお、試験方法に係る規格については、試験所がその規格の試験方法に従った試験ができる能力を有することを証明することを認定といいます。



## ●認定センターが目指す役割

認定センターの特徴は、農林水産分野の規格に特化していることです。

FAMICは、JAS法に基づく登録認証機関の審査・調査に従事してきた知見を生かして、国際規格による認定業務を実施していきます。今後は、国際的に通用する認定機関となるため、相互承認<sup>※2</sup>を得られるよう、認定の実績を積み重ねていきます。認定センターが行う認定が国際的に信頼できるものとなれば、FAMICが認定した認証機関、認証された事業者の国際的な信頼性も高まります。

認定センターはJAS規格から作られた国際規格などについて、国際的に信頼性の高い認定を行うことにより、JAS製品などの国際進出の一助になることを目指します。

業務を開始したばかりの認定センターですが、これからどうぞよろしくお願ひします。



### ※2 相互承認とは

世界各国の認定機関が加盟する団体があり、その団体に、認定の能力があることを認められると、「相互承認」が得られます。相互承認は、世界各国の認定機関と同様の認定の能力をもっていることの証明です(図2参考)。

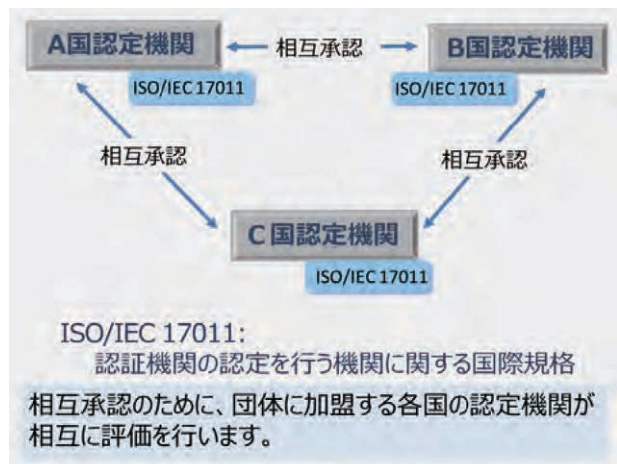


図2：相互承認イメージ